



健全性の維持・向上

金融再生法に基づく資産の区分

金融再生法では、金融機関は、自己査定の結果によって資産の区分を行い、これを公表することと定めております。金融再生法に基づく資産の区分では貸出金の他、外国為替、支払承諾見返、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、自らの保証を付した私募債等を対象としております。

これらの債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、また、担保・保証等で多くの債権がカバーされているため、すべてが損失となるわけではありません。

金融再生法開示債権の状況 (当行では、部分直接償却は実施しておりません。)

(単位:百万円、%)

項目	2022年3月末	2023年3月末
	単体	単体
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,134	3,311
危険債権	10,362	11,609
要管理債権	1,820	1,962
小計	16,317	16,883
正常債権	637,341	684,676
合計	653,658	701,559
金融再生法開示債権比率	2.49	2.40

金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円、%)

項目	2022年3月末	2023年3月末
	単体	単体
債権額 (A)	16,317	16,883
保全額 (B)	13,358	13,526
担保保証等	8,421	8,597
貸倒引当金	4,936	4,929
保全率 (B / A)	81.86	80.11

(注) 貸倒引当金は、「個別貸倒引当金」および「一般貸倒引当金」であります。

〈ご参考〉2023年3月末に部分直接償却を実施した場合の金融再生法開示債権

(単体)

(単位:百万円)

	2023年3月末部分直接償却前	部分直接償却額	部分直接償却後
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,311	1,755
危険債権	11,609	-	11,609
要管理債権	1,962	-	1,962
小計	16,883	1,755	15,127
正常債権	684,676	-	684,676
合計	701,559	1,755	699,803

(単位:%)

比率	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.47	/	0.22
	危険債権	1.65		1.65
	要管理債権	0.27		0.28
	小計	2.40		2.16

(注) 部分直接償却とは、自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が認められる額を控除した残額 (IV分類金額) を取立不能見込額として債権額から直接減額することです。当行は部分直接償却を実施していないため、IV分類金額と同額の貸倒引当金を計上しております。

リスク管理債権

リスク管理債権とは「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」および「正常債権」の総称です。

■リスク管理債権の状況 (当行では、部分直接償却は実施しておりません。)

(単位：百万円、%)

項目	2022年3月末		2023年3月末	
	単体	連結	単体	連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,134	4,177	3,311	3,342
危険債権	10,362	10,484	11,609	11,732
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	1,820	1,820	1,962	1,962
小計	16,317	16,481	16,883	17,037
上記債権に係る貸倒引当金残高	4,936	5,008	4,929	4,988
正常債権	637,341	629,911	684,676	677,442
合計	653,658	646,393	701,559	694,480
リスク管理債権比率	2.49	2.54	2.40	2.45

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、「破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」とされており、具体的には破綻先及び実質破綻先に対する債権であります。
2. 「危険債権」とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権」とされており、具体的には破綻懸念先に対する債権であります。
3. 「三月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金」で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金であります。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金であります。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から4までに掲げる債権以外に区分される債権であります。

〈ご参考〉2023年3月末に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権

(単体)

(単位：百万円)

	2023年3月末部分直接償却前	部分直接償却額	部分直接償却後
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,311	1,755	1,555
危険債権	11,609	—	11,609
三月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	1,962	—	1,962
小計	16,883	1,755	15,127
正常債権	684,676	—	684,676
合計	701,559	1,755	699,803

(単位：%)

比率	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.47	/	0.22
	危険債権	1.65		1.65
	三月以上延滞債権	—		—
	貸出条件緩和債権	0.27		0.28
	小計	2.40		2.16

(単位：百万円)

■リスク管理債権と金融再生法に基づく資産の区分との関係

自己査定における債務者区分

破綻先	先
実質破綻先	先
破綻懸念先	先
要注意先	要管理先
	要管理先以外
正常先	先

(注) ()内の数字は、部分直接償却を実施した場合の債権額

金融再生法に基づく資産の区分

貸出金		その他の債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,311 (1,555)	
危険債権	11,609 (11,609)	
要管理債権	1,962 (1,962)	
正常債権	684,676 (684,676)	
開示額合計	16,883 (15,127)	

リスク管理債権

貸出金		その他の債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,311 (1,555)	
危険債権	11,609 (11,609)	
三月以上延滞債権	-	
貸出条件緩和債権	1,962 (1,962)	
正常債権	684,676 (684,676)	
開示額合計	16,883 (15,127)	

自己査定における債務者区分	
破綻先	法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実はないが、深刻な経営難の状態で見通しが不利など実質的に経営が破綻している先
破綻懸念先	経営破綻に至っていないものの、経営難の状態、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きい先
要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある先や業況が低調ないしは不安定な先
正常先	業況が良好であり、財務内容にも特段問題がない先

金融再生法に基づく資産の区分	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定における破綻先、実質破綻先に対する債権
危険債権	自己査定における破綻懸念先に対する債権
要管理債権	自己査定における要注意先に対する債権のうちリスク管理債権における三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に該当する債権とされているが、当行は三月以上延滞債権先を破綻懸念先に区分しているため、貸出条件緩和債権のみ
正常債権	自己査定における正常先および要注意先に対する債権のうち要管理債権以外の債権

■償却・引当の方針

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく資産の区分	償却・引当方針
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	担保・保証等で保全されていない債権額に対して100%
実質破綻先	危険債権	担保・保証等で保全されていない債権額に対して貸倒実績率に基づく3年間の予想損失額 一部の債権については、キャッシュフローによる回収見込額を勘案した金額
破綻懸念先	要管理債権	貸倒実績率に基づく3年間の予想損失額
要注意先	正常債権	貸倒実績率に基づく1年間の予想損失額
要管理先		
要管理先以外		
正常先		

■株主さまへの安定配当と利益還元

2023年3月期の期末配当につきましては、株主さまへの安定配当と利益還元を旨とし、自己資本の充実と業績等を勘案した結果、1株当たり配当を25円といたしました。この結果、年間配当金は1株当たり50円(中間配当金25円)となります。